条例第59号

宇和島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

宇和島市長　岡原文彰

宇和島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例

宇和島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例（平成29年条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定数） 第２条　推進委員の定数は、23人とする。	（定数） 第２条　推進委員の定数は、28人とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年11月１日から施行する。

（準備行為）

２　宇和島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱をするために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。